



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 11 月 10 日 (木 曜 日) 第 356 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (2件) …… (“) 1	

公 告

○ふく処理師試験の実施…………… (衛生管理課) 2	
○地域森林計画の案の縦覧…………… (森林経営課) 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 2	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 3	
正 誤	
○令和4年10月13日付け県公報 (第 348号) 中…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 742号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字西平甲 10551-14 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 743号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年11月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土 々呂線	延岡市南一 ヶ岡5丁目	旧	35.5～ 46.5	11.0

9番 233地 先から同市 南一ヶ岡5 丁目9番 2 32地先まで	新	46.5～ 56.0	11.0
---	---	---------------	------

宮崎県告示第 744号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年11月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	延岡市北浦 町三川内字 佐土川内27 58番22地先 から同市同 町三川内字 粟野作2761 番1地先ま で	令和4年11月10日

宮崎県告示第 745号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年11月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
49	県道	北方土 々呂線	延岡市南一 ヶ岡5丁目 9番 233地 先から同市 南一ヶ岡5 丁目9番 2 32地先まで	令和4年11月10日

公 告

宮崎県ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、令和4年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和4年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
令和5年1月23日（月曜日）及び1月24日（火曜日）
- 試験の場所
宮崎市港2丁目6番地 宮崎県水産会館
- 試験の種類、科目、日程及び時間

種類	科目	日程	時間
学科 試験	食品衛生に関する知識 （ふぐに関する一般知識を含む。）	1月23日 （月曜日）	午前10時 から午前 11時まで
実技 試験	ふぐの種類鑑別	1月23日 （月曜日）	午前11時 15分から 正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	1月23日 （月曜日）	午後0時 30分から 午後5時 までのうち約1時間
		1月24日 （火曜日）	午前10時 から午後 5時までのうち約1時間（ 受験者数 次第では、 23日の みとなる ことがあ る。実技 の日時に

については、後日送付する受験票で通知する。

- 受験手数料
7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 受験願書の受付期間
令和4年11月21日（月曜日）から12月2日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 受験願書の提出先
受験者の住所地为管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 提出書類
 - ふぐ処理師試験受験願書 2通
 - 写真（最近3月以内に撮影した正面脱帽半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自署したもの） 1葉
 - 受験票及び写真票（返信用63円切手を貼付） 1通
- 受験票の交付
受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。
- 受験者心得
 - 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
 - 持参するもの
受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ（トラフグ）、包丁、白衣等の作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい
- その他
 - 実技試験用のトラフグは、大きさが800グラム以上のものであること。
 - 合格発表は、令和5年2月8日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所の掲示板及び県庁ホームページにて掲示する。
 - 受験手続その他不明な点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7076）に問い合わせること。

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和4年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 森林計画区の名称
大淀川森林計画区
- 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局
- 縦覧期間
令和4年11月10日から令和4年12月5日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により

、樺山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 11 月 10 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	中原 昭一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地1
理事	内村 春男	北諸県郡三股町大字樺山2749番地
理事	本村 次雄	北諸県郡三股町大字樺山1752番地
理事	大村 忠美	北諸県郡三股町大字樺山3788番地
理事	原田 昭広	北諸県郡三股町大字樺山3561番地7
理事	蔵元 正	北諸県郡三股町大字樺山7番地1
理事	時任 一盛	北諸県郡三股町大字樺山1221番地6
理事	出水 国仁	北諸県郡三股町大字樺山262番地
理事	前田 万	北諸県郡三股町大字樺山3588番地2
理事	小牧 数弘	北諸県郡三股町大字長田207番地6
監事	下石 昭廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地2
監事	上水 広志	北諸県郡三股町大字樺山1409番地
監事	山元 宏一	北諸県郡三股町大字樺山4409番地2

(任期：令和6年10月8日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	中原 昭一	北諸県郡三股町大字樺山3143番地1
理事	大村 昭一	北諸県郡三股町大字樺山3612番地1
理事	蔵元 順市	北諸県郡三股町大字樺山179番地

理事	内村 春男	北諸県郡三股町大字樺山2749番地
理事	原田 順一	北諸県郡三股町大字樺山3134番地2
理事	政野 睦己	北諸県郡三股町大字樺山384番地
理事	西村 好宗	北諸県郡三股町大字樺山1266番地1
理事	上石 利美	北諸県郡三股町大字樺山610番地
理事	山元 幸一	北諸県郡三股町大字樺山3515番地
理事	小牧 数弘	北諸県郡三股町大字長田207番地6
監事	下石 昭廣	北諸県郡三股町大字樺山1186番地2
監事	出水 茂	北諸県郡三股町大字樺山267番地
監事	上水 広志	北諸県郡三股町大字樺山1409番地

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 11 月 10 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県北諸県郡三股町大字長田
- 3 作業期間
令和 4 年 10 月 11 日から令和 5 年 3 月 9 日まで

正 誤

令和 4 年 10 月 13 日付け県公報（第 348 号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	7	+2.40	+2.04

--	--